

山 青 森 県 報

第千九百七十二号

平成十四年一月十八日(金曜日)

目 次

告 示

○証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(経 理 課) ……一

公 告

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポ ……一

○青森県立中央病院患者監視装置の購入に係る一般競争入札……………(健康医療課) ……二

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営振興課) ……三

○県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……四

○右 同……………(同) ……四

○土地区画整理組合の解散の認可……………(都市計画課) ……四

人 事 委 員 会

○人事委員会規則一四一一(委託地方公共団体の職員に係る……………(管 理 課) ……四

管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管 理 課) ……四

公 安 委 員 会

○型式の検定適合遊技機……………(生 活 安 全 ……五

(企 画 課) ……五

告 示

示

青森県告示第十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十三年十二月二十六日をもって青森県

収入証紙の売りさばき人の業務を廃止した旨の届出があった。

平成十四年一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

売りさばき人の住所及び名称

青森市松原二丁目八の二

社団法人青森県獣医師会

公 告

告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十四年一月八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ゆいっこクラブ

三 代表者の氏名

千葉悦治

四 主たる事務所の所在地

下北郡佐井村大字佐井字糠森一〇〇の三

五 定款に記載された目的

この法人は、地域における山林や川、海など自然環境の保持、保全、再生の為の活動をその目的とします。

青森県立中央病院患者監視装置の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の調達

1 物品の調達名

患者監視装置一式

2 物品の調達内容

入札説明書による。

二 納入期限

平成十四年三月二十九日

三 納入場所

青森県立中央病院

四 入札方法

一般競争入札

五 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）

又は平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、医療機器類の購入の契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され

ていることを証明した者であること。

六 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院管理調達課

電話 〇一七―七二六―八三二一

2 入札書の提出期限

平成十四年二月二十七日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

青森市東造道二丁目の一

青森県立中央病院 三階大会議室

平成十四年二月二十八日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条、第三百十

三条及び第五十九条の規定による。

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

- 1 Nature and quantity of the products
to be purchased : ICU CENTRAL MONITORING SYSTEM
- 2 Delivery date : 29 March 2002
- 3 Time limit for tender : 4:45 p.m. 27 February 2002
- 4 Contact point for the notice :
Aomori Prefectural Central Hospital
2-1-1 Higashitsukurimichi
Aomori City, Aomori 030-8553
Japan
TEL 017-726-8321

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
東青森駅構内商業施設
青森市大字田屋敷字増田一六の二外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
日本貨物鉄道株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目一三の一

代表取締役 伊藤直彦

三 青森市の意見の概要

当該届出の内容によると、大規模小売店舗立地法の指針に基づき、設置者が配慮すべき事項について一定の配慮がなされており、計画の推進にあたっては問題ないと思われるが、騒音や交通等に関する検討についてはあくまでも予測による結果に基づいていることから、店舗の開店後において、予想を上回って周辺の生活環境へ悪影響を及ぼすことが懸念される。

特に当該店舗の北側は住宅地となっており、繁忙時等においては、店舗への進入経路として想定しているルートで予想以上の交通量の増加や、想定した進入経路以外の道路の交通量増加による渋滞の発生も見込まれることから、自動車による当該店舗までの進入経路の分散化・明確化策として、次に掲げる実効性のある措置を講じていただきたい。

1 「大規模小売店舗までの経路」「道路の渋滞予想」「駐車場出入口の位置」「公共交通利用による来店」について、折り込みチラシ等により事前に来店者へ情報等の提供を行うこと。

2 主要交差点ポイントにおいては大規模小売店舗までの経路を示す看板を設置し、駐車場出入口付近には、出入口がある旨の看板を設置すること。

3 繁忙期に駐車場出入口へ配置する警備員については、状況に応じ適正に配置すること。

上記の措置を講じても効果が認められない場合には、更なる対応策を検討していただきたい。

また、平成十三年九月二十七日に実施した大規模小売店舗立地法第七条に基づく説明会の際に、地域住民から寄せられた意見・要望等に対し適正に配慮し、万一住民から苦情が寄せられた場合は、誠意をもって対応していただきたい。

四 青森運送株式会社の意見の概要

東青森駅は鉄道貨物の物流拠点として、コンテナ貨物対応による大型化した車両の駅構内へのスムーズな交通路の確保など、物流機能の向上が求められている。

このような中で、駅構内へ新設される商業施設に来店する一般車両の増加は、駅周辺の交通渋滞を引き起こす可能性がある。

については、東青森駅通りから駅構内への大型貨物車両の交通路の確保、歩行者の安全性確保、駅周辺道路の冬場の除排雪の徹底等、東青森駅構内への交通の円滑化、渋滞対策に万全を期していただきたい。

また、西側跨線橋の四車線化の早期実現および駅周辺道路の拡幅整備について、関係機関に強力に働きかけていただきたい。

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工観光労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十四年一月十八日から同年二月十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後四時四十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、南平地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年一月二十一日から同年二月十八日まで

三 縦覧の場所

東北町役場

六ヶ所村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、小戸六地区の県営土地改良事業（ため池等整備）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年一月二十一日から同年二月十八日まで

三 縦覧の場所

木造町役場

森田村役場

土地区画整理組合の解散の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第二項の規定により、青森市八ツ役土地区画整理組合の解散を平成十四年一月九日認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十四年一月十八日

青森県知事 木 村 守 男

人事委員会

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年一月十八日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四一一（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一の表百石町、下田町児童福祉施設等組合の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十四年一月十八日

青森県公安委員会委員長 橋 本 昭 一

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR忠臣蔵	株式会社ミズホ
同 右	CRアニマルとれいんR	株式会社サンセイアールアンドデイ
同 右	ダイナマイ娘EX	株式会社大一商会
同 右	J14R CRファイバードデカザウルス	株式会社三共
同 右	CR SR P ファイバーセブンミッショ	同 右
同 右	CR ゴッド 21RV	株式会社ニューギン